

令和元年度 山口県知的障害者福祉協会部会研究報告書

部会名（支援スタッフ研究会） 岩国・柳井圏域代表者名（ 山本 政明 ）

研究課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護について学ぶ。 ・ 各施設の取り組みを知り、支援のヒントを探る。 ・ 成年後見制度について学ぶ。 				
研究のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 権利擁護の必要性と疑問点を確認し、見識を深める。 ◇ 成年後見制度を学ぶ ◇ 各施設の繋がりを強固にし、取り組みや悩みを共有する。 				
部会開催	回	開催日	場所	会場名	備考
	1	7月30日	田布施町	城南学園 会議室	16名参加
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己紹介 ・ 課題発表 討議 ・ 成年後見人実務経験者による発表 ・ 情報交換 				
	回	開催日	場所	会場名	備考
	2	【内容】			
	回	開催日	場所	会場名	備考
	3	【内容】			
	回	開催日	場所	会場名	備考
	4	【内容】			

令和元年度 第1回 支援スタッフ研究会

岩国・柳井圏域会議報告

日時	令和元年 7月30日(火) 14時～16時	
場所	社会福祉法人 城南学園	
会議内容	1・課題発表 討議	
	2・成年後見制度実務経験を通しての発表	
	後見人の実務経験のある城南学園更生部支援員により、職務の概略や実務の記録・感想・参加者からの質疑応答を行う。	
	3・伝達事項	
参加者		
陽の出園	生活支援員	藤田 典悟
こもれ陽	生活支援員	藤本 美奈
ひかりの里	サービス管理責任者	稲本 豊
しらかば園	職業指導員	小松 竜也
若葉園	生活支援員	國本 昌代
たちばな園	生活支援員	石村 好則
さつき園	サービス管理責任者兼 支援主任	濱田 紀子
柳井ひまわり園	生活支援員	岡村 好規
城南学園更生部	施設長	村田 豊
城南学園更生部	主任支援員	原野 義則
城南学園更生部	生活支援員	中山 英美
城南学園更生部	サービス管理責任者	山本 政明
城南学園第2更生部	サービス管理責任者	豊田 武
城南学園第2更生部	生活支援員	河村 麻美
城南学園第3更生部	サービス管理責任者	田中 博行
城南学園第3更生部	生活支援員	齋藤 香理

皆さんはじめまして、城南学園 更生部 中山です。
上司より権利擁護、成年後見の活動について話して欲しいと依頼を受けました。

このような場で話すのは、はじめてなので緊張しております。皆さんよろしく
お願いします。

本日、話していきたい項目です。

- ①成年後見制度とは何か、自分が、成年後見人養成研修で使用したテキストを使
って、説明します。
- ②社会福祉士が行う成年後見活動。③自分が行っていた成年後見活動について。
- ④今後の成年後見制度について。4項目に分けて話したいと考えております。

自己紹介をします。 中山英美 城南学園 更生部 勤務。
平成 20 年 社会福祉士取得。
平成 21 年 社会福祉士会が行う成年後見人養成研修 5 日受講。
平成 22 年 1 月 1 件目受任 (成年後見)
平成 22 年 9 月 2 件目受任 (成年後見)

①成年後見制度とは何か、

自分が成年後見人養成研修で使用したテキスト「権利擁護と成年後見」－社会
福祉士のための成年後見入門－を使って説明します。

●成年後見制度

・法律行為

権利の発生・変更・消滅という法律効果を生じさせる行為のことをいうが、
この法律行為は意思表示を要素としている。

・意思能力

法律的な判断をなしうる資格（正常な判断能力）のことであり、民法上、自
己の行為の結果を判断することができる判断能力のことをいう。

・行為能力

権利義務を発生させる行為（法律行為）を単独で完全にすることができる能
力のことであり、民法には、行為能力のない者（制限行為能力者）として、未
成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の 4 者を規定している。

事例 1

A

|

B

事例 2

N

|

M

●法定後見制度

・対象者

判断能力が不十分な人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)である。

・後見(成年被後見人)

本人が1人で日常生活をすることができない等、判断能力が全くない状態である。(常に判断能力を欠いている方)

・保佐(被保佐人)

本人の判断能力が失われていないものの、特に不十分な状態であり、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な状態である。(日常の買い物程度ならできるが、重要な取引(契約)になるとひとりでは、難しい方)

・補助(被補助人)

本人の判断能力が不十分な状態であり、自己の財産管理・処分に援助が必要な状態である。(日常の買い物はひとりでできるが、ひとりで契約するのが不安な方)

・資格制限

後見が開始されると、本人の選挙権および被選挙権が失われることになる。

平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、交付され、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

・成年後見の概要

家庭裁判所が後見開始の審判をして本人のために成年後見人を選任することとなる。その結果、成年後見人は広範な代理権と取消権を持つことになる。

ただし、自己決定の尊重の観点から、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、取り消すことは認められない。

●成年後見人の職務

・財産管理 預貯金の管理、収入・支出の管理、証券類等金融商品の管理、税務処理などの事務

・身上監護に関する事務 本人の生活、療養看護に関する事務

・ただし、事実行為は含まない。例えば、成年後見人は、自ら排泄介助や食事介助を行うのではなく、必要に応じて、排泄介助や食事介助をしてくれるヘルパー利用の契約を締結することが必要となる。

●成年後見の費用

・後見費用

成年後見人等が後見等の事務を行うために必要な費用（例えば、成年後見人が成年被後見人のところに行くための交通費など）は、成年被後見人等の財産の中から支出することができる。

・報酬

成年後見人等への報酬の付与は、家庭裁判所の審判により決定される。報酬の支払いを受けるためには、家庭裁判所に報酬付与の審判の申立てを行うことになる。

②社会福祉士が行う成年後見活動。

・最低月1回、成年被後見人等に面会に行くこと。

できれば、本人と話をし、職員からこの一ヶ月の様子などを確認する。

・2月・8月 成年後見活動を山口県社会福祉士会に提出。

報告内容をチェックされます。きちんと書けてない場合は、社会福祉士会から電話があり、場合によっては、呼び出されることもあります。自分は、ないです。

・年4回（4・8・12・1月） 全体会議の出席。

4・8・12月は、全体会議後、弁護士会との協議会が行われます。

困りごとの相談も行われます。

・各圏域（下関・宇部・山口萩・周南・岩国）の勉強会に出席。

自分は岩国圏域ですが、周南圏域の勉強会によく出席しています。主に弁護士より相続・死後の事務など話されます。

③自分が行っていた成年後見活動

●1件目（引き受け時に得た情報）

・69歳 女性

・障害者施設に入所している。

・市町申立て

・行って欲しい活動

・財産管理

・施設契約

・現在、地域福祉権利擁護事業を利用中。

・成年後見制度を利用して地域福祉権利擁護事業を解約する。

・施設は通帳を持っていない。

・社協より通帳を引き継ぎ、1つの通帳は、施設（小遣い用）

1つは成年後見人が財産管理用

●主な後見活動

就任時

- ・岩国家庭裁判に行く。
- ・親族に挨拶
 - ・成年後見制度の説明が難しい。(なかなか分かってくれない)

職務

- ・施設利用料を通帳記入して確認する。その後、施設へ面会に行く。
- ・施設から電話があり、小遣い・テレビ・DVD・装具・車イスの修理・オムツ等のお金を持って来て欲しいと言われ、面会時に持参する。
(急ぐ場合は、即対応する。)

●2件目(引き受け時に得た情報)

- ・75歳 女性
- ・医療保護入院
- ・前後見人(弟)から引き継ぐ
 - ※弟が財産管理をきちんと行っていない。代わって行って欲しい。

●主な後見活動

就任時

- ・岩国家庭裁判に行く。
- ・弟から通帳等引き継ぐ
- ・医療保護入院、入院許可(サイン)する

職務

- ・銀行で入院費と厚生費をおろして、事務で支払い、その後、面会に行く。
- ・兄から呼び出されることがあり、面会して説明する。
- ・兄から電話が職場によくかかってくる。

後見活動を行って

2人とも、施設入所中・病院入院中でしたので、職員より支援(介護)を受けたり・見守られたりしており、施設・病院の職員の協力があり、後見活動がやりやすかったですが、永代供養の依頼や兄の出現など、財産管理・身上監護以外の仕事が増え、解決しようと自分なりに、できることはやったと考えます。

後見活動を行って考える事

夜勤明け・休日・日勤が終わって（夕方）後見活動を行っていました。勤務中に被後見人等に何かあった時、勤務を中断して後見活動ができるか？気になっていました。後見活動期間中、そのようなことが起きなくて幸いでした。

④今後の成年後見制度について。

施設に入所している人への成年後見活動は、安定して専門性が少ないので、弁護士や行政書士・社会福祉士から市民後見人に代わると聞きました。

社会福祉士会に聞きました。

分からないということでした。

市民後見人が動き出したばかりなので、内容と何人の方がいるのか、分からないそうです。

施設に入所しているから安定して専門性が少ない分けでもなく、個別のケースでは、必要な場合もあります。

答えにはなっていませんが、今現在。市民後見人については、分からないことが多いですが、令和3年ごろには、分かってくるそうです。

はじめての発表で、緊張してお聞きにくいところ等があったと思いますが、ご清聴ありがとうございました。

会議内容: 課題発表	○権利擁護について							
	○成年後見人への質疑							
	○山口弁護士への質疑							
権利 擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の業務では、理念を理解しているが、利用者の生活に向き合うのを優先するため権利擁護中心での支援が難しい。 ・権利擁護がなされていないことで発生する問題が浮き彫りにならない。施設内で解決してしまう。(業務や時間に追われる) ・自己決定の尊重と支援の時間とのバランス。 ・思いが多く叶わない・意思の尊重がされていないととるか。 ・物品の購入・後見人によって価値観、必要度が違う。 ・強度行動障害者が多いと、安全面への配慮が中心。他の利用者に対して意思の尊重が後回し。支援者不足・時間が無い。わかっているが、マンネリ化。 ・高齢者や未成年、障害者以外での権利擁護事業を活用した例はあるのか。 							
		後見人	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見人と法定後見人の違い。メリット・デメリット。 ・利用者の財産が尽きたら後見人契約はできないのか。 ・後見人の業務に個別契約はあるのか。<財産管理のみ>や<身の支援も>など。 ・保護者なしの人の医療に後見人が関われる範囲。 ・財産が無い人に後見人はつきにくい。 ・後見人を初めて後悔したこと。 ・意思の尊重の難しさ・離れて暮らす家族にとっては、意思の確認は難しい。 ・家族がいるのに他者が後見人になる理由。 ・弁護士などの知識がある人と単に親族とが同じ権限を持ち、同質の職務を行えるのか。それが原因で困ったことは無いのか。 ・本人は後見人契約をしたくても、家族が財産管理をしようと張り合う場合の解決法、説得法 ・身体拘束(緊急時や医療行為)について、親族がいない人への行為。医師の指示や後見人だけの承諾でよいのか。 ・本人の意思と保護者の意思が違う時。(医療行為など) ・施設入所者同士の喧嘩による怪我などに対しての医療費は施設負担。 ・施設預かりの通帳の金銭の扱い。後見人では無いものがそれを行うことに問題にはならないか。 					
				弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の立場で見る、支援の場の不足部分。 			